

## 第 4 4 0 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 5 年 9 月 5 日 ( 火 ) 10 時 00 分 ~ 11 時 36 分

2 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 2

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生 富 田 義 典 安 永 治 郎
------	-------------------------------

労働者代表委員	東 島 美 香 松 尾 和 寿 諸 富 敬 悟 山 口 幸 一 吉 岡 保 博
---------	---

使用者代表委員	西 岡 剛 志 浜 村 圭 介 平 野 智 子 松 尾 剛 彦
---------	--

事務局

労働局長	重 河 真 弓
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

( 第 1 回全体会議 )

室長補佐

定刻となりましたので、ただ今より、第 440 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。本日は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数の 10 人に達していることを御報告いたします。

本日はインターシップの学生 2 名を含む、4 名の方が傍聴されております。傍聴人の皆様は既にお渡ししております「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは富田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

富田会長

皆さん、おはようございます。お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第 440 回佐賀地方最低賃金審議会を開催します。

まず議題( 1 )です。佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し立てについてです。それでは事務局から説明をよろしくお願いいたします。

賃金室長

それでは説明させていただきます。

資料は、インデックスで「異議」と書いているものですので、こちらをご覧ください。

昨日、佐賀県労働組合総連合から異議申出書が提出されておりますので、私の方で読み上げさせていただきます。

( 異議申立書を読み上げ )

富田会長

どうもありがとうございました。

室長補佐

それでは、局長から富田会長に諮問文をお渡しさせていただきます。

( 諮問文手交 )

(各委員へ諮問文(写)を配布)

富田会長

では事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金室長

はい、読み上げさせていただきます。

(諮問文を朗読)

富田会長

ただ今、局長から最低賃金審議会の意見に関する異議申出についての諮問がございまして、それを今、私が受けとったところです。今、朗読していただいたところで、この異議について皆様の御意見を承りたいと思います。

それではいかがでしょうか。

松尾委員

松尾です。

ここに異議申立書がございますが、最低賃金の引き上げ以前に、サービス残業があるということが少し問題だとは思ったのですが、それは置いて、今回この申立書の内容については、私たち労働者側である連合としましても、加重平均1,000円というものではなくて、誰もが1,000円以上という目標を定めて、様々な取り組みを行っておりますので、内容については一定の理解はできます。

しかしながら、専門部会を含めて労働者側、使用者側でそれぞれ意見を出し合いながら真摯に論議検討してきた結果が、今回の最低賃金の900円という結果とっておりますので、そういった意味からすれば、この異議申立書の内容によって今回の900円という内容が変わるものではないとっております。

富田会長

ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

それでは労働者側から御意見がございましたように、今年も丁寧に議論をしてきたつもりです。基本的には審議会の決定を特に修正する必要はないということで扱わせていただきたいと思いますですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

ありがとうございます。

もう一度改めて申し上げますと、審議会への意見を踏まえまして答申を見直す必要はないということで、答申どおり決定するということで決めさせていただきます。

それでは局長に答申をしたいと思います。

(答申文(案)配布)

富田会長

皆様のお手元に答申文(案)が配られていると思います。  
それでは朗読をお願いします。

賃金室長

はい、読み上げさせていただきます。

(答申文(案)を朗読)

富田会長

ではこれを局長に答申します。

(答申文手交)

富田会長

それではこの後の手続について事務局から説明があります。

賃金室長

今後の手続につきましては、今日から官報公示の手続に入り、順調にいけば9月14日(木)に官報公示がされ、10月14日(土)に新しい最低賃金の効

力が発生することになります。

なお、最低賃金専門部会は専門部会運営規定9条に基づき、異議の申立期間が満了したことから廃止といたします。

以上です。

富田会長

ありがとうございます。

それでは以上の説明をもちまして、議題(1)を終了いたします。

議題(2)の佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議に移りたいと思います。

まずは事務局の方から説明をお願いします。

室長補佐

事務局から御説明させていただきます。

特定最低賃金の改正の申出につきまして7月21日付で陶磁器同関連製品製造業、7月20日付で電気機械器具製造業関係、8月1日付で一般機械器具製造業関係の特定最低賃金に関する改正の申出がなされております。

この3件につきまして審査を行い、受理致しましたので御報告いたしますとともに、3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、本審議会で諮問させていただきます。局長から会長に諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

(諮問文(写)配布)

富田会長

それでは諮問文の朗読をお願いします。

賃金室長

諮問文が3件ありますので、3件続けて読み上げさせていただきます。

(「一般機械器具製造業関係」の諮問文を朗読)

(「電気機械器具製造業関係」の諮問文を朗読)

(「陶磁器同関連製品製造業」の諮問文を朗読)

富田会長

どうもありがとうございました。

ただ今、局長から本審議会に対して、一つ目は一般機械器具製造業関係、2つ目は電気機械器具製造業関係、3つ目は陶磁器同関連製品製造業、この3つの分野にかかわる特定最低賃金の改定の決定の必要性の有無についての諮問がありました。

この必要性の有無についての審議をこれからしていきたいと思います。

最初に一言、進め方の説明をしておきます。

まず、この3つの分野の特定最低賃金の審議に当たっての必要性の有無の入り口である特定最低賃金を設定する必要要件というのがあって、その説明が入り口です。その入り口にかかわる説明が皆様にお配りしている資料のインデックスで「特賃」と書いている特定(産業別)最低賃金のページです。まずはこの資料について事務局から説明してもらって、その入り口が問題ないかという審議をいただき、その後、必要性の有無について審議をしたいと思います。

必要性の有無に関しては、時間をそれぞれとって、ここで審議していただくか、あるいは時間を取らずにそのまま必要性の有無について審議するか、皆様にお伺いします。時間をとるのであればまた時間を取った上で、必要性の有無について審議をしたいと思います。

今聞いてもいいですが、取りあえず入り口のところの資料説明が終わって、もう一度、時間をとるかまたお伺いしたいと思います。

皆様の御協力を得ながら進めていきたいと思います。それではまず、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器同関連製品製造業の順番で資料の説明をお願いします。

賃金室長

資料の説明をします。

インデックスで「特賃」と書いている資料をご覧ください。

まず、1ページ目は「一般機械器具製造業関係」に関する資料です。

申出の概要になりますが、業種につきましては先ほど「諮問文」の中で読み上げましたが、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置など、これらの製造業に対するの申出でございます。

申出の内容ですが、適用地域が佐賀県の全域です。産業分類につきましては、E 252 から E 269 までです。これらの、産業分類に対するの適用労働者数が4,350人、お手元の「令和5年度版最低賃金決定要覧」の中にも載っておりますので、後ほど御確認していただければと思います。申出労働者数は、合計が1,455人ございました。割合は、3分の1以上を満たしています。33.45%に

なります。

申出の理由につきましては、1点目に、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

2点目に、一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。

申出者としましては、先ほどの「諮問文」の中で言いましたとおり、U Aゼンセン佐賀県支部支部長から提出がございました。

2.申出労働者の内容でございますが、区分としては、労使協定2組合、合意者数が215人、機関決定が11組合、合意者数1,141人、個々の労働者が99人というところで、労使協定については、中山鉄工所従業員組合、戸上メタリック労働組合の協定がございまして、時間額につきましては、月平均所定労働時間数で除した値を時間換算しておりますので、金額の目安として見ていただければと思います。

続きまして電気機械器具製造業関係です。

資料は7ページになります。

申出の内容ですけれども、業種につきましては、先ほど「諮問文」の中で読み上げました、発電用・送電用・配電用電気機械器具、デバイス・電子回路製造業などです。

適用地域につきましては、佐賀県の全域です。適用産業は、日本標準産業分類小分類のE281からE303です。適用労働者数につきましては、6,710人です。こちらの方も、お手元の「令和5年度版最低賃金決定要覧」の中にも載っておりますので、後ほど御確認していただければと思います。適用事業所数が69、このうち申出労働者数は、4,900人で割合としては73.0%になっております。

申出の理由につきましては、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1以上に達していることです。

申出労働者の内容につきましては、労働協約で7組合でございます。適用労働者数が4,900人で、以下労働組合の7組合につきましてはの内訳は、労働組合名称等に記載のとおりでございます。備考欄に書いております、\*印で括弧は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したものです。一番高い所で1,129円、低い所で1,120円というところになります。

続きまして陶磁器同関連製品製造業です。

資料は、12ページからが「陶磁器・同関連製品製造業」でございます。

1の申出の内容ですが、適用地域は佐賀県の全域です。適用産業が、日本標準産業分類小分類のE214でございます。適用労働者数、適用事業所数につきましては、お手元の「令和5年度版最低賃金決定要覧」の121ページに載っておりますので、後ほど確認していただければと思います。申出労働者数につきましては、全部で711人、割合が38.2%になっております。

申出の理由として、申出の産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるということです。

申出者は、セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部です。

補足があります。

2の申出労働者の内容ですが、区分としましては労使協定が2組合、機関決定が6組合、個々の労働者が120人となっております。

労使協定の2組合につきましては、右側の欄にそれぞれ組合名と人数と月額、日額、時間額を掲載しております。

それから、機関決定につきましては389人ということで、それぞれ総会等で合意を得たというところで、それぞれの人数を掲載しております。

個々の労働者につきましては、それぞれその各企業の人数を掲載しております。

以上になります。

富田会長

どうもありがとうございました。

これが3分野の申出要件をクリアしているということで、これは事務局でチェックをしてもらっているのですが、最後の陶磁器のところでは少し修正がありますので申し上げます。

12ページの陶磁器の申出労働者の概要のところでは、一番上の労使協定で申し出たのが岩尾磁器と香蘭社で3組合となっておりますが、2組合の間違いで、その下の機関決定も5組合となっておりますが、6組合です。訂正をお願いいたします。

それでは、この3つのそれぞれの申出要件についての御意見があれば伺いますがいかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

よろしいでしょうか。



この3つのうち最低賃金法では基本的に特定最低賃金については2種類の申出の方法があって、協約ケースというものと公正競争ケースというものがあります。佐賀県では機械と陶磁器が公正競争ケースで、電気が協約ケースで、どちらもおおむね3分の1の労働者の合意を得て申し出るという要件があります。これはそれぞれ3分野とも満たしております。

特に問題はございませんか。

(意見なし)

富田会長

それでは、必要性の有無についての審議に入ります。  
先ほど申しあげましたように少し時間を取りますか。

富田会長

労働者側はどうですか。

労働者側

大丈夫です、いりません。

富田会長

使用者側はどうですか。

西岡委員

少し時間いただければと思います。

富田会長

それでは使用者側だけ控室へ移動していただきたいと思います。

〔使用者側委員退室〕

〔使用者側委員入室〕

(第2回全体会議)

富田会長

それでは再開します。

まず一つ目ですが、一般機械器具製造業関係最低賃金の必要性について労働

者側からお願いいたします。

吉岡委員  
私からよろしいでしょうか。

富田会長  
はい、どうぞ。

吉岡委員  
U A ゼンセンの吉岡です。

申出の1ページにありますように、理由としては記載のとおりですが、改めて申し上げますと、一般機械器具製造業関係は佐賀の主要産業の一つでございまして、こちらにありますとおり、そこで働く労働者の皆様はいろいろな業種に適應する技術とか技能を有しておりますので、そこを大切にしていきたいということです。また更に、今後の発展と人材確保の観点から、この特定最低賃金は必須だと思います。よろしくお願いいたします。

富田会長  
皆様いかがでしょうか。

西岡委員  
すみません。

富田会長  
はい、どうぞ。

西岡委員  
そしたら個別というよりも全体でもいいですか。

富田会長  
できれば一つずつやっていきたいと思うのですが。全体的なお話があれば最初にして頂いても良いですが。

西岡委員  
なぜ退席して時間をいただいたのかという理由など全体にかかわることをお話しさせていただいて、個別に対しての考え方を述べさせていただければと

思います。

今年に限らず毎年、特定最低賃金の在り方や協議するか否かについては、全国的に本当に必要かということについて議論になっていることと思います。

特に佐賀県においては今年大きな最低賃金の引き上げがあった中で、後から出てきます陶磁器という弱い産業を含めて、最低賃金以上の金額の引き上げにむけてまた話をするようになります。そうなればますます使用者側としては厳しい状況におかれるということで、本当に一つ一つの議論が改めて必要かということで、私ども使用者側の間でもいろいろと意見や問題意識が出ました。

そういう中で、既に最低賃金以上の金額でされているところについても改めてまた金額の検討が必要かという問題意識もありましたけれども、大きな分の議論については申出も出ておりますので、私どもとしても申出の中で協議することについては異論がないという結果になりました。

富田会長

今、御意見を頂きましたが、特に一般機械産業についてはいかがでしょうか。

浜村委員

今おっしゃっていただいたのが全てです。

富田会長

それでは一般機械器具製造業関係の最低賃金の改定の必要性については有りということで進めさせていただきます。

次は電気機械器具製造業関係について労働者側から説明をお願いします。

諸富委員

パナソニックの諸富です。よろしくお願いいいたします。

特定最低賃金の考え方はいくつかありますが、まず特定最低賃金は地域別最低賃金と異なるものということで理解しております。

地域別最低賃金が労働者全体のセーフティーネットということでの賃上げの水準を引き上げるというなかで、特定最低賃金については、特定の産業のいわゆる基幹的労働者というところの賃金を引き上げるというところの意味合いがあると思いますので、まず最低賃金という考え方が違うということです。

そのなかで、産業の基幹的労働者の賃金を引き上げることによって、しっかり人材を確保していく、特にものづくりのところにあっては、今、人手が足りないということは恐らく労働者と使用者は共通したところの認識だと思しますので、まずケアしていくというのは一つの考え方かなと思っております。

そのなかで特に、電気産業については、部品も含めて非常に裾野広い業界です。当然そこにはパート労働者を含めて、正社員の方と賃金や賞与が違う方が非常に多いなか、同一労働、同一賃金という考えでいくと、正社員の方との賃金格差を縮めていくということは必要な観点かなと思っています。

また併せて、先ほど申しました裾野が広いというなかで、やはりしっかり賃金の底上げをしていかないと他産業への人材が流出していくことが非常に懸念されるということです。電気産業だけのところでいきますと、今、近隣の福岡の特定最低賃金の差が、去年ベースで佐賀が900円、福岡が970円ということで地域別最低賃金より差が広がっているということです。そういったなかで、近隣の福岡への労働力の流出というのは、地域最低賃金も含めて大きな課題となっています。やはりこの辺も意識した取組と改善が必要ではないかと思っております。

以上です。

富田会長

ありがとうございます。

それでは皆様御意見ございませんでしょうか。

浜村委員

一般機械器具製造業関係も同様に電気機械器具製造業関係についても、これだけ最低賃金そのものが上がってきているなかで、特定最低賃金は必要なのか、またこれからどうしていくべきなのかという問題意識は、使用者側としては持っているというこのお伝えさせていただきます。その上で、今回の申し出をいただいておりますので、それに関して議論をするということについては異議はございません。

富田会長

どうもありがとうございます。

ほかに意見ありませんか。

(意見なし)

富田会長

それでは2つ目の電気機械器具製造業関係最低賃金に関しましても必要性有りということで答申させていただきます。

それでは3つ目の陶磁器同関連製品製造業について必要性の説明をお願い

いたします。

山口委員

それでは陶磁器同関連製品製造業を代表しまして山口の方から述べさせていただきます。

日頃より私たち陶磁器業界に対しまして、ご支援ご協力いただいておりますことに関して感謝申し上げます。

さて、県内の陶磁器業界では、中小企業、零細企業が多く、コロナ禍において厳しい経営状況ではありましたが、徐々にではありますが、需要回復の傾向にあります。昨年はコロナ禍でありましたが、3年ぶりに有田陶器市が小規模開催され、来場者数も122万人にのぼり、コロナの影響がなかった2019年以前とほぼ同じ人数の方が会場を訪れました。今年は、2019年以前と同様の規模で開催しましたが、天候に恵まれず、昨年より7万人少ない115万人の来場者数となりましたが、売り上げは前年を10%上回ったことや、コロナ禍では見えなかった観光バスが平日も来るようになり、焼き物の町、有田に活気が戻ってきたと感じております。コロナ禍で始まったWeb陶器市も引き続き開催され、ネット販売にも力を入れられ販路を広げられております。

さて、私たち産業が悩まされている後継者不足、技能継承という問題があります。先日、佐賀新聞でも「有田焼の人材不足深刻」と掲載された記事は、私たち有田焼に従事する労働者にとって大きな問題と受け止めています。今のままでいくと、高齢化と後継者不足で徐々に就労者が減少し、途絶えてしまわないかということ、少子高齢化が進む中で400年続く有田焼の歴史を守り、次世代に引き継いでいかなければならないこと、特に心配なのは、技術者の退職により後継者に適正な教育訓練を受けさせる時間が限られていることです。これが長期的な競争力を脅かす重要な要素であり、有田焼など伝統産業、地場産業の技術者の維持、確保に対処する必要があります。

また新卒者の求人募集が極端に少ないという課題も存在します。有田町には、工業高校があり専門のセラミック科がありますが、応募もほぼ無いことは深刻な懸念点です。新卒者や若い人の窯業離れが進んでいる、興味を持ってもらえない、将来に希望が持てず安心して働くことができない、という声も聞かれます。若い人も魅了する取り組みが求められています。

他産業と比べて厳しい環境下に置かれていることは分かっていますが、地場産業という自負を持ちながら、労働人口の流出を防ぐということはもちろん、安心して働ける環境を整えることなど、携わる皆様とともに努力していきたいと思っています。

そのためには、後継者の育成支援や若い人への技術継承の取り組み、充実さ

せることが重要です。新卒者や若い人の就職先を探す決め手としては、必ず賃金がポイントとなります。労務費が高騰することで経営を圧迫することは承知しているものの、人材確保ができなければ事業として存続が危機となります。陶磁器産業を守るため後継者育成の充実を諮るために、委員の皆様の御理解をいただき審議の場を作っていただきますようよろしくお願いいたします。

富田会長

今の説明についていかがでしょうか。

陶磁器同関連製品製造業について御意見ございませんか。

西岡委員

すみません。

富田会長

はい、どうぞ。

西岡委員

今、背景をおっしゃっていただいたのは非常にわかります。

私たち使用者側としても人材確保の問題と経営の問題は、非常に表裏一体になっているので、特に有田の場合は格差があって厳しい状況が続いているというのは承知してるものですから、今回、地域別最低賃金が上がった以上に賃金を上げなきゃいけないという背景がありますから、本当に大丈夫だろうかと心配しています。

山口委員はその辺りはどう思われますか。

労働者の皆様は、給料が上がれば良いと思うんですけども、経営自体が厳しいという話も聞くものですから。

山口委員

そうですね、おっしゃるとおり陶磁器業界は最低賃金に近い賃金で働いている方が多数おられます。今回の47円アップも企業にはとても厳しいと予想されておりますが、「歴史的物価高から従業員を守る」という姿勢を守らないといけないと思っています。

あと人材不足というのが一番にあります。有田焼は分業制で、成型、絵付けなどを分業しているんですけども、これが人手不足になると、応援みたいな感じで慣れない作業をすることもあります。多能工程であれば機械化もいいのですが、陶磁器工程は繊細な分野で結果的には事業廃止に繋がりがねないとい

うことで、まずは技術力をアップと人材を確保して雇用生まれを上げていくということです。大変と思いますが。

浜村委員

陶磁器産業の苦勞はよく伝わってくるのですが、賃金階級別労働者の分布を見ると、900円未満という方が約20%近くいらっしゃるんですね。そのなかで今回900円まで最低賃金が上がって、プラスということになってくると、経営としては非常に厳しい状況になるというのは、ご理解いただきたいなと思っています。その前提での議論をこれからさせていただければと考えています。そこはご理解ください。

山口委員

はい。

諸富委員

よろしいでしょうか。

富田会長

はい。

諸富委員

使用者側の皆様からいただいた「経営に本当に厳しい」という意見は、私たちも十分理解をしています。理解していますが、今、スピード感をもって対応しないと、産業そのものがなくなってしまう恐れというのも十分私たちも考えています。

併せて労務費、賃金上がることによって経営を圧迫して、それに伴って会社の存続が厳しくなるというところもあるのかもわかりませんが、それ以前に人が来なくて、経営が成り立たないというのを防がないといけないと思っています。これは会社だけでなく、そこそこの労働者と使用者で知恵を絞りだして、いろんなことをやっていかないと考えていますし、その一つがやはり賃金という大きなネックになっている、そこで働く産業の皆様の大きな今後の生活に向けての第一歩になるような賃金の改善というのが第一に来るべきかな、と思っています。そこは使用者側の意見を理解していますし、労働者側の意見も理解していただいていると思っておりますので、産業そのものをきちんと存続をさせていく、そして発展をさせていくという観点からも必要だというのは是非ご理解いただきたいと思っています。

富田会長

はい、どうもありがとうございます。

それではそれぞれ労働者、使用者の思いを述べていただきましてけれども、必要性に関しましては有りということによろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、3つの分野で必要性有りということで答申したいと思います。

それを受けまして、こちらの審議会で審議をするという諮問を受けるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

諮問文の手渡しは省略いたしますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは皆様、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

最後に一言、皆様にお諮りしておきたいことがあります。

最低賃金審議会令の第6条5項には、「審議会は予め議決するところにより最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という条項があります。

専門部会をこれから設置していただきますけど、そこで全会一致の場合は改めて本審議会を開いて決定する必要はないということです。もしも専門部会で全会一致に至らない場合は、本審議会を開いてそこで決定するという流れを毎年とっていますが、今年も同じやり方によろしいでしょうか。

(意議なし)

富田会長

それでは今年もそのように進めさせていただきます。

それでは、ここで局長の挨拶をお願いいたします。



#### 労働局長

長時間、御審議いただきましてありがとうございました。

まず最初に、地賃につきましては、8月18日付け答申どおり決定することが適当という答申をいただきました。ありがとうございました。

佐賀労働局といたしましては、この金額につきまして周知広報等を務めてまいりたいと思っています。いろいろ支援策もございますので、こちらもしっかりと必要な方に届けるように取り組んでまいりたいと思っております。

また特定最低賃金につきましては、改正の必要性の有無につきまして、今回しっかりとご検討をいただいた上で結果を出していただいたものと考えております。特定最低賃金につきましては、専門部会を設けて審議をいただくこととなりますが、その調査審議におきましても、しっかりと御検討御審議いただければ思っております。基本的には全会一致となることを期待しております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 富田会長

事務局からその他でございますが、よろしくお願いいたします。

#### 賃金室長

今後の進め方について事務局から説明をさせていただきます。

最低賃金法第25条第2項には「最低賃金審議会は最低賃金の決定、またその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない」と定められておりますので、専門部会を各々設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきましては、「関係労働者を代表する委員および関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならない」とされておりますので、推薦公示を本日から9月21日（木）まで行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、公益を代表する委員につきましては現在調整中ですので、決定後、公益委員の皆様にはお知らせします。その後、委員が決まりましたら、9月末から11月初旬にかけて専門部会が開催されるように日程調整行いたいと思えます。特定最低賃金については平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告のなかで、金額審議における全会一致の議決に向けた努力ということで、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという特定最低賃金の性格から、特定最低賃金の決定または改定の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされていると

ころです。

先ほど、「専門部会の全会一致の議決された場合は、審議会の議決とすること」としていただいたところですが、仮に全会一致に至らず本審議会を開催するという事になった場合は、再度、日程調整をさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

最後となりますけれども、資料の1番最後に業務改善助成金の拡充に関するリーフレットとご案内のリーフレットを付けております。

拡充のポイントといたしましては、1番目に対象事業所について事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内だったところが50円以内となりました。

2番目に労働者数が、50人未満の事業場については2023年4月1日から12月31日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出が不要となり、賃金引上げ後の申請が可能となりました。

3番目については助成率の区分がリーフレットのとおり見直しされております。

以上により対象となる事業場が拡大し、小規模事業場が活用しやすくなる、最低賃金が相対的に低い地域における支援の拡充が行われたものでございます。委員の皆様におかれましても業務改善助成金の周知に御協力いただければ幸甚でございます。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございます。

そのほかございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは本日の審議会は以上にて終了させていただきます。

議事録の署名は労働者側が東島委員、使用者側は松尾委員、よろしくお願いいたします。それでは皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---